令和４年４月６日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

事業所等における濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
感染症対策担当課長
（公　印　省　略）

事業所等における濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査について（通知）

日ごろ、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株が主流である中において、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立との観点でバランスを取ることが求められています。

このため、今般、別添のとおり、令和４年３月16日（３月22日一部改正）付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡が発出され、事業所等で感染者が発生した場合、原則、**保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査は求めないことが示されました。**

現在、事業所等で感染者が発生した場合、濃厚接触者を特定し、感染確認のため医療機関を受診するよう求める事業所が散見されていますが、本通知においては濃厚接触者の特定・行動制限は求めないこととされています。

また、濃厚接触者の待機解除のための抗原定性検査キットを用いた検査については、抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いることとされ、事業者が社会的機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えないとされています。そのため、本検査のために医療機関を受診することは想定していません。

これらのことについては、県関係局より関係団体を通じて事業所等へ留意事項として周知していますので、貴会におかれましても国の通知の内容と併せて、郡市医師会を通じた貴会員への周知についてご協力をお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県病院協会長あてには、別途通知しております。